

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月22日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市条例第53号

区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例及び名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例の一部改正)

第1条 区役所支所の設置並びに名称及び所管区域に関する条例(昭和30年名古屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

本則の表中川区役所富田支所の項所管区域の欄中「及び戸田明正三丁目」を「、戸田明正三丁目、赤星一丁目、赤星二丁目、赤星三丁目、千音寺一丁目、千音寺二丁目、千音寺三丁目、千音寺四丁目及び千音寺五丁目」に改める。

(名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 名古屋市コミュニティセンター条例(昭和57年名古屋市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

名古屋市赤星コミュニティ センター	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東 川岸塚1483番地の1
----------------------	----------------------------------

」

を

「

名古屋市赤星コミュニティ センター	名古屋市中川区赤星三丁目 503 番地
----------------------	---------------------

」

に改める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。